

よくある質問

その他のよくある質問はこちらからご確認ください▶



住宅防音工事の制度について

Q. 住宅防音工事の内容を教えてください。

A. 住宅が所在する区域により工法が異なりますが、天井や壁を防音仕様に改造し、防音サッシやエアコン、換気扇などの取付を行う防音工事と、防音工事完了から10年以上が経過し、防音サッシやエアコン、換気扇などが機能低下(防音サッシのハンドルの破損や開閉不良、エアコンなどの故障など)している住宅を対象に防音サッシ等の取替を行う機能復旧工事があります。

詳しくは、南関東防衛局のWebサイトの「飛行場周辺の住宅防音工事関連」のページの「住宅防音工事のあらまし 令和9年10月1日に解除の区域にお住いの皆さまへ」をご覧ください。



Q. 住宅防音工事を希望した場合、いつ頃、工事ができますか。

A. 住宅防音工事は年間の予算の範囲内において実施していますので、いつ頃防音工事ができるかお答えすることは困難ですが、南関東防衛局Webサイトの「希望届提出後の申込書配布状況について」を順次更新していきますので、そちらで確認ください。



住宅防音工事対象区域の解除について

Q. いつ対象区域()の区域が解除されますか。

A. 対象区域()の解除は、令和9年10月1日に適用(解除)となります。

Q. 経過措置とはなんですか。

A. 経過措置とは、住宅防音工事の対象区域の解除告示の日から約1年6か月の周知期間を言います。区域の見直しにより、現在、防音工事の対象となっている住宅(平成18年1月17日までに建築された住宅)が区域から外れた場合、経過措置の期間(令和9年9月30日まで)に工事希望届を提出いただければ、区域解除後であっても従来の工法で防音工事又は機能復旧工事を実施することができます。

工事希望届は、南関東防衛局のWebサイトに掲載しています。



Q. 解除される対象区域()の防音工事、機能復旧工事の内容を教えてください。

A. 解除される対象区域()の住宅については、経過措置の期間(令和9年9月30日まで)に希望届を提出いただければ、区域解除後であっても従来の工法により防音工事等を実施することができます。

※住宅が所在する区域により工法が異なります。詳しくは、南関東防衛局のWebサイトの「飛行場周辺の住宅防音工事関連」ページの「住宅防音工事のあらまし 令和9年10月1日に解除の区域にお住いの皆さまへ」をご覧ください。



業者について

Q. 工事請負業者が頻りに訪問してくるのですが、国から依頼しているのでしょうか。

A. 住宅防音事業は、住宅の所有者又は居住者の方が実施する補助事業になります。そのため、工事請負業者等は住宅の所有者又は居住者の方が選ぶこととなりますので、国(南関東防衛局)から勧誘を依頼することはありませんし、工事請負業者等を斡旋することはありませんので、ご注意ください。

Q. 設計事務所や施工業者(工業者)は、紹介してもらえるのですか。

A. 国(南関東防衛局)では、設計事務所や工事請負業者を指定、斡旋することはありません。設計事務所や工事請負業者は、皆様方ご本人の責任において選んでいただきます。

なお、住宅防音工事を円滑に実施するための参考資料として、住宅防音工事の設計・監理を実施した設計事務所と、工事を実施した工事請負業者の情報を、許可を得たうえで、南関東防衛局のWebサイトに掲載していますので、参考にしてください。



南関東防衛局からのお知らせ



座間市・海老名市にお住まいの皆様へ 厚木飛行場周辺の住宅防音工事 対象区域等を見直しました

新しい対象区域の指定と対象区域の解除を発表しましたのでお知らせします。

詳しい情報は、南関東防衛局のWebサイトにおいて公表しています▶



経緯

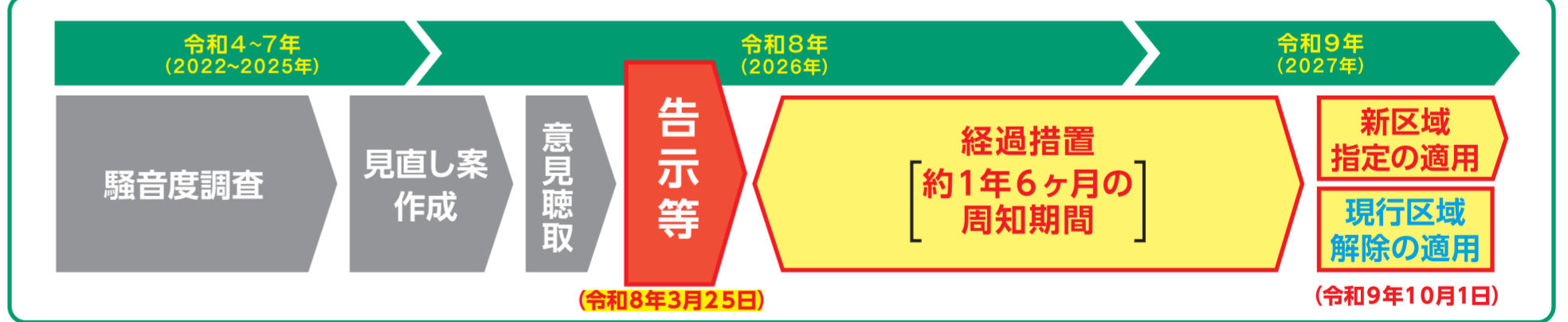
南関東防衛局では、飛行場周辺の航空機等の騒音の影響を受けている方々に対して、住宅に対する防音工事の助成などを行っています。厚木飛行場については、米海軍空母艦載機部隊の岩国飛行場への移駐完了(平成30年3月)などにより、現行の区域を指定した当時(平成18年1月)と比べて騒音状況が変化しています。そのため、厚木飛行場に係る騒音調査を令和4年から令和6年にかけて実施しました。

お断り このパンフレットは、住宅防音工事対象区域等の見直しについて知っていたため、対象となる区域内に配布しているものですが、配布を受けたすべての方に、このお知らせの内容が適用されるものではありません。

住宅防音工事対象区域等の見直しについて

南関東防衛局では、住宅防音工事対象区域(第一種区域)、移転措置事業対象区域(第二種区域)、放送受信事業の助成対象区域の見直しを進めています。この度、所要の手続きを経て、令和8年3月25日に、現行の対象区域の解除、新しい対象区域の指定を令和9年10月1日に適用することを官報で告示しました。

防衛省としては、厚木飛行場周辺における航空機等の騒音の軽減は重要な課題であり、真に騒音の被害を受けている方々に対して実効的な施策を講ずるべく、適切に対応してまいります。



詳細はこちらの特設ページで!▶



お問い合わせはコールセンターへ 0570-00-6000

防衛省 南関東防衛局コールセンター

通話料は発信者の方のご負担となりますのでご了承ください。(契約している電話機の通信プランにより通話料は異なります)

受付時間
9:00~19:00
月曜~土曜
[祝日・年末年始
(12/29~1/3)を除く]

対象区域の解除の概要

■住宅防音工事対象区域(第一種区域)

住宅防音工事とは…

防衛省では、航空機騒音による障害を軽減するため、一定の区域に所在する住宅を対象として、防音工事※1や機能復旧工事※2に必要な経費の助成を行っています。

※1 防音サッシ、換気扇やエアコンの設置等(エアコンについては、防音工事を希望する部屋に既に設置されている場合は対象外です。)
 ※2 防音工事により設置された防音サッシ、エアコン、換気扇などが工事完了から10年以上が経過し機能低下している場合に取替。

凡例

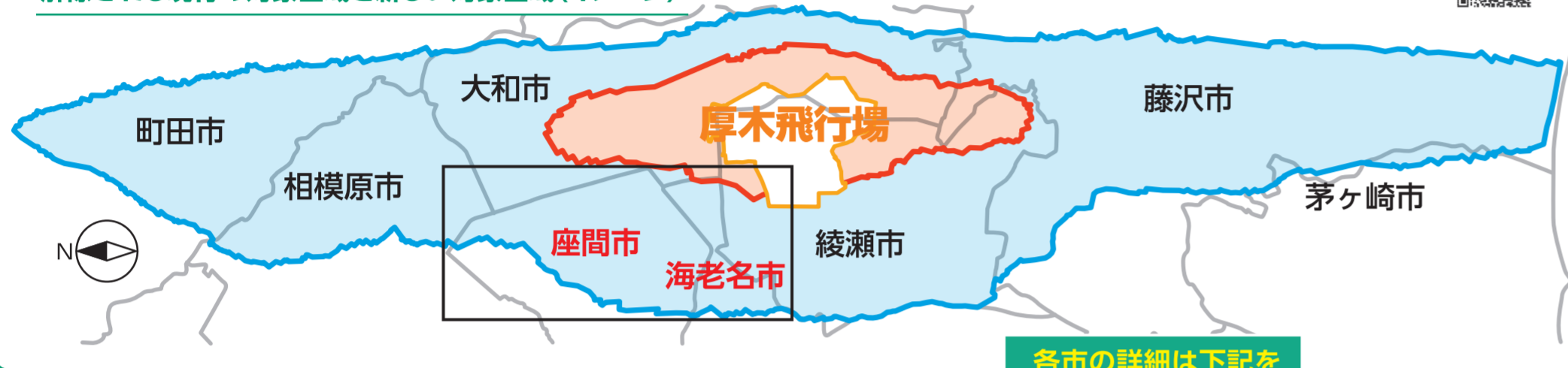
- 防衛施設
- 新しい対象区域
- 解除される対象区域
- 市界

希望届

ウェブサイト

あらし(経過措置)

解除される現行の対象区域と新しい対象区域(イメージ)



各市の詳細は下記をご確認ください。

■放送受信事業の助成対象区域

放送受信事業とは…

防衛省では、航空機騒音による聴取障害への対応として、NHK受信料の半額相当の補助を行っています。(住宅防音工事を実施済の方は対象外)

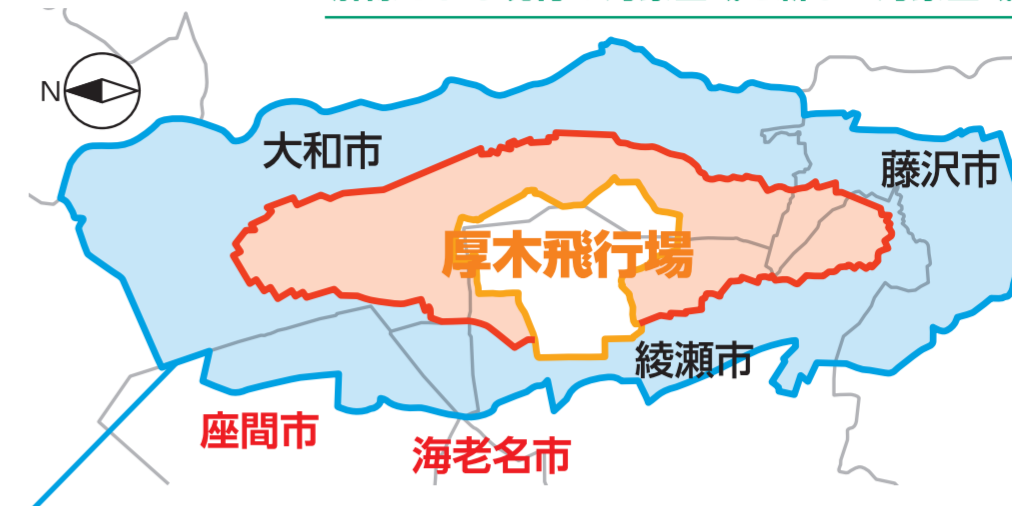
解除される現行の対象区域

令和9年9月30日までは、現行の対象区域(青色部分)による補助を継続

【対象となる方】

- 「平成30年3月31日までに区域内へ転入し、住宅防音工事を実施していない方」が対象

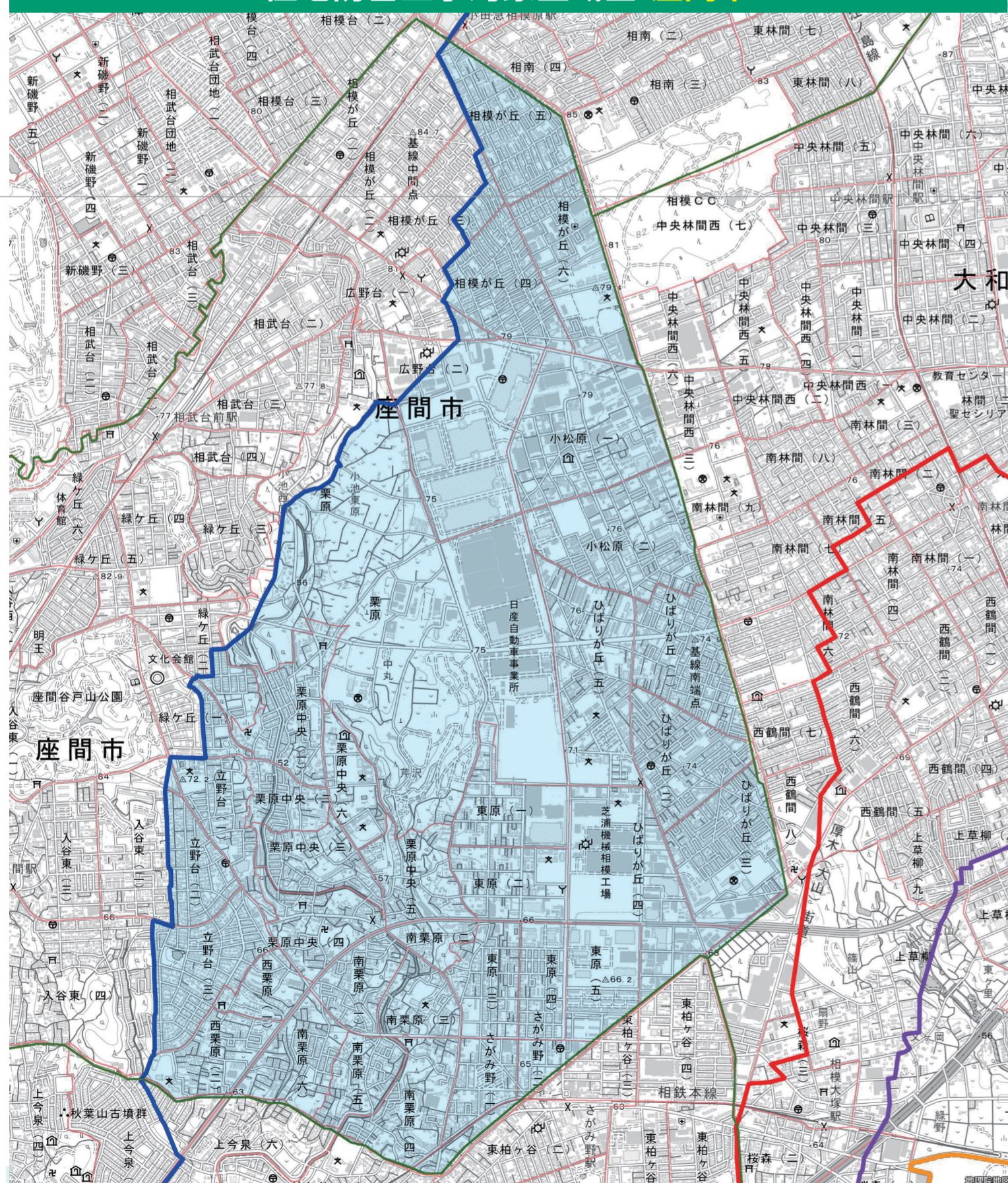
解除される現行の対象区域と新しい対象区域(イメージ)



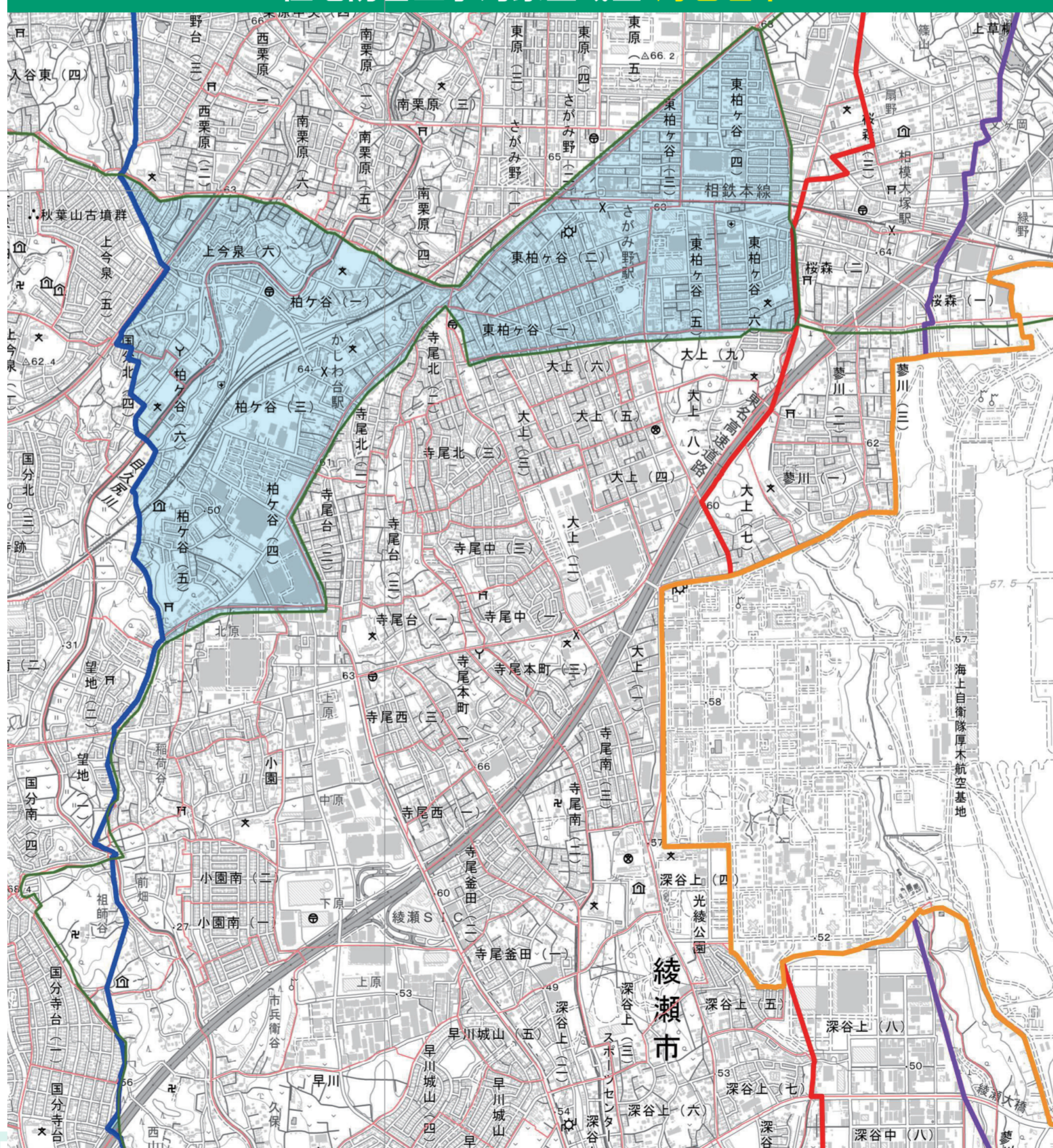
ウェブサイト

よくあるご質問

住宅防音工事対象区域図 座間市



住宅防音工事対象区域図 海老名市



解除される現行の対象区域(座間市・海老名市)

今回解除される区域(青色部分)において、希望届の受付期限(令和9年9月30日)までに希望届を提出された場合は、従来の工事内容で防音工事を実施します。

【対象となる住宅】

- 防音工事は、「平成18年1月17日までに建築された住宅」
- 機能復旧工事は、「平成29年9月30日までに防音工事」又は「平成29年9月30日までに機能復旧工事が完了した住宅」

【希望届の受付期限】

- 令和9年9月30日まで

【工事の内容】

- 希望届の受付期間に希望届をご提出いただいた場合は、区域解除後であっても従来の工事内容(第I工法・第II工法)で実施

解除される区域(青色区域)で防音工事(機能復旧工事含む)を希望される方は、令和9年9月30日までに希望届を提出して下さい!

凡例

- 防衛施設
- 解除される区域
- 市界



区域図

この地図は、地理院地図に区域情報を追加して作成しています。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差が含まれます。詳細な地図は、南関東防衛局及び歴国防衛事務所に備え置いています。

(座間・海老名版)